## 金融取引の代理等に関する考え方」と 全銀協が公表した

等に関する考え方」を公表した。その概要や実務上の留意点をQ&Aで見ていく。 全国銀行協会は2月18日、認知度が低下した高齢者やその代理人への対応法を示す「金融取引 の代理

金

戻対応

木内清章 產業能率大学講師

金融取引の代理に関する 全銀協はなぜ れるなどハードルが高く、 所への定期的な報告が求めら 全

考え方を示した

の?

払戻しに関する問題」だ。 されているのが「認知度が低 相続と並んで重要なテー -した高齢者からの預金等の そもそも預金の払戻し、投 の間の取引において、 金融機関と高齢者と

> も、金融機関は依頼を断るケ し、 スが多かった。 その親族が払戻しに来て

続きが必要となるうえ、 として成年後見制度の利用を あたり家庭裁判所への申請手 が、成年後見制度は、利用に 依頼するケースも多かった れた法定代理人)は家庭裁判 人等(成年後見制度で認めら また、払戻しに応じる条件

が原則だ。この原則があるた

高齢者の認知度が低下

本人以外は自由に行えないの

資信託の換金などは、名義人

どまっている。 国ベースでの利用件数は20 18年末で約22万人程度にと

払戻しを諦めることも少なく なかった。 結果として、親族は預金の

## 柔軟な対応を促す

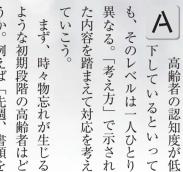
このような現状に鑑みて、 考え方』(以下、考え方)を 機関等との連携強化に関する 地方公共団体・社会福祉関係 に関する考え方および銀行と 月18日、『金融取引の代理等 全国銀行協会 (全銀協) 2 は

> どを示したのだ。 祉関係機関等との連携 行える要件、④地域の社会福 れる者の範囲、③正式な代理 を行える基準、 公表。①高齢者本人との取引 人でなくても預金払戻し等を ②代理人とさ

るだろう。 対応していくことが求められ て高齢者の払戻依頼に柔軟に 機関の担当者もこれを踏まえ 制的なものではないが、 この「考え方」は決して強

Answer 状況を鑑みて公表の払戻しが課題という

## 認知度 どう対応す 高齢者から 3払戻依頼に:-している は



うか。例えば「先週、 書類を

低いだろう。 定代理人を指定する必要性は 払戻しを要請された場合、本 書いてほしいと依頼したこと 進んでいることを踏まえて、 るとはいえず、 る」といった高齢者自身から こか分からなくて困ってい を忘れている」「ハンコがど 人との取引に大きな不安があ それでも、認知度の低下が 後見人等の法

質問すべきであろう。 払戻しを承知しているか」を 「配偶者・親族などは今回の

配偶者や親族に話すよう促 言われても、高齢者本人から ら家族に連絡し取引内容は伏 仮に「確認は必要ない」と もしくは担当者のほうか

> という方法でトラブルを防ぐ ことが有効だろう。 来店した」旨とお礼を述べる せたうえで「本日、 お一人で

## 応じられないことに認知能力がないなら

から、 が生じたりする高齢者はどう わ」などと投資適合性に疑問 について「難しいことはいい ことが多発したり、投資信託 が進んで会話がかみ合わない 次に、さらに認知度の低下 あなたにお任せする

べきだ。 認知能力の個人差に合わせる る必要性が高まってくるが、 この場合は、代理人を介す 認知能力がほぼない

> 見人等の法定代理人などと取 引することになる。 見制度を利用してもらい、 の預金払戻しは避け、成年後 という高齢者なら、その場で

方」では示されている。 確認できたなら、一部払戻し 策もある。ただし本人のため 立てて「本人が行う取引につ 齢者なら、保佐人・補助人を に応じるという対応も「考え の費用の支払いであることが いて同意を与えてもらう」方 一方でそこまで至らない高

うえで払戻しを行う。 意があるかどうかを確認した 場合は、保佐人・補助人の同 必要とする高齢者が来店した 制度を利用しており預金払戻 制度を利用していたり、補助 しに関して補助人の同意権を すでに成年後見制度の保佐

Answer しに応じる対応も可認の 家族に確認して払戻認知度の状態をまず確



